

けんぽQ&A

Series 42

Q 被扶養者になるための条件の中で、対象者の収入について教えてください。

A まず、被扶養者となるための基本条件で、認定対象者の年齢により収入金額の限度が変わってきます。

60歳未満の場合：年収130万円未満

60歳以上の方および障害者の場合：年収180万円未満

年収とは、単純に過去の1年間ではなく、認定対象者が認定される（された）時点以降の1年間の見込み収入をいいます。

また、この収入には雇用保険の失業等給付、公的年金、健康保険の傷病手当金や出産手当金も含まれます。

認定対象者の方が認定を受けるためには、必要書類が伴い、特に給与明細書等収入のわかる書類添付が必要となってきます。

給与明細書の収入確認は、税控除前の金額を収入とし、特に誤解の多い項目として「通勤手当」が挙げられますが、これも収入の中に入ってきます。

「通勤手当」の他に間違えやすいのは、報酬は通貨だけに限らず、食事・住宅・通勤定期券といった現物で支給されるものも収入の中に含まれます。